

# あなたのもとに個人番号（マイナンバー）の通知が届きます！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、平成27年10月から住民票に記載されているすべての方に個人番号（マイナンバー）が付番され、「通知カード」・「個人番号カード（マイナンバーカード）交付申請書」などが送付されます。

※以下 個人番号（マイナンバー）→個人番号、個人番号カード（マイナンバーカード）→個人番号カード

## 個人番号とは？

\*一人ひとりにつけられる12桁の番号のことです。

\***希望の有無に関らず**、住民票に記載されている方、全員に付番されます。

## 個人番号の通知は、いつどのように送られてくるの？

\*平成27年10月5日から同年11月末を目処にあなたの住民票の住所に「世帯単位」「簡易書留」「転送不要」で送られてきます。

（事前に通知カードの居所情報登録申請により送付先を変更した方は、居所に送付されます。）

## 通知の中にはどんなものが入っているの？

以下の①～⑤のものが同封されています。

① 通知カード

② 個人番号カード交付申請書

（①の通知カードと一緒に紙になっています。詳しくは、次ページ **個人番号カード交付申請書のイメージ** を参照してください。）

③ 個人番号カード交付申請書を送付する返送用封筒

④ 説明文が記載されたパンフレット

⑤ 宛名台紙（お問い合わせ先の記載があります。）

## 通知カードって何？ どうすればいいの？

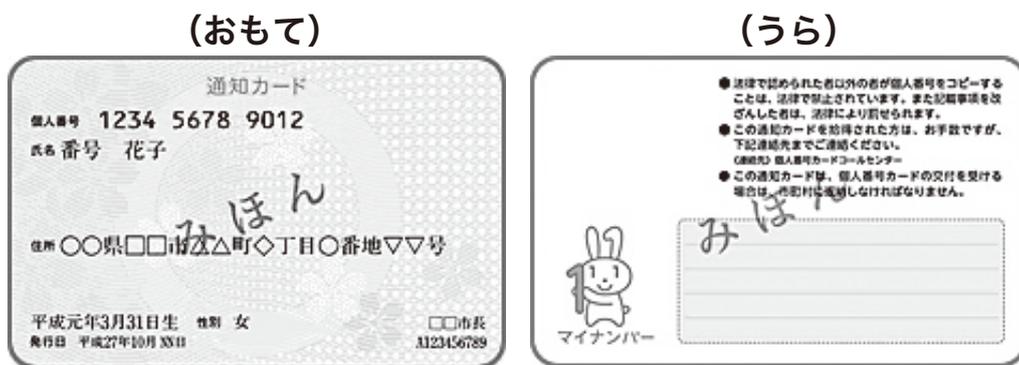
\*あなたの個人番号をお知らせするカードです。

\*個人番号は、今後様々な行政手続きに必要となります。受け取られた後は大切に保管してください。

→紛失された場合、再発行の手数料がかかります。

\*住所異動（転入など）の手続きの際、通知カードを持参する必要があります。

## 通知カードのイメージ



## 個人番号カードって何？ 通知カードとは違うの？

\*個人番号カードは、あなたの個人番号に加え、顔写真・住所・氏名・生年月日等が記載されたカードです。

\*通知カードとは違い、個人番号カードは「公的な身分証明として利用できるカード」です。

\*個人番号カードは、公的個人認証（署名用電子証明書・利用者用電子証明書※）の搭載がされます。

（希望により搭載しないことも可能）

※署名用電子証明書とは・・・確定申告等の電子申請手続きに利用できます。

利用者用証明用電子証明とは・・・現在、国において様々な利用（健康保険証など）が検討されています。

## 個人番号カード交付申請書は全員出す必要があるの？

\*個人番号カードは**希望者**に交付します。

※**交付を希望する方だけ、申請をしてください。**

## 個人番号カードの交付にはお金がかかるの？

\*現時点では、初回は無料です。

## 個人番号カードの交付を希望する場合、申請するにはどうしたらいいの？

\*以下の2つのパターンのいずれかで申請ができます。

### 申請方法パターン①（郵送による申請）

「個人番号カード交付申請書」に必要事項をご記入し、顔写真を添付のうえ、地方公共団体情報システム機構（総務省の関係団体）へ送付。

（手順）

1. 個人番号カード交付申請書に署名又は記名押印、顔写真を貼付
2. 個人番号カード交付申請書を切り取り線に沿って切り離す
3. 切り取った個人番号カード交付申請書のみを返送用封筒に入れる
4. 3の封筒を郵便ポストへ投函

### 申請方法パターン②（WEB申請）

「個人番号カード交付申請書」中のQRコードから申請用WEBサイトにアクセスし、地方公共団体情報システム機構（総務省の関係団体）に申請。

（手順）

1. スマートフォンのカメラ等で顔写真を撮影
2. 個人番号カード交付申請書中のQRコードから申請用WEBサイトにアクセス
3. 必要事項を入力のうえ、顔写真データを添付し、送信すれば申請完了

## 個人番号カード交付申請書のイメージ

（おもて）

（うら）

上部が  
通知カードです。

矢印の間が申請書です。  
（郵送による申請を行う  
方は矢印の部分を切り離し、  
申請書のみを送付、  
残りの部分は大切に保管  
してください。）

## 個人番号カードを申請した後、いつ受取れるの？

\*個人番号カードの交付は平成28年1月から順次行います。

\*交付準備の整った方から、住民課住民係より「交付通知書（ハガキ）」を送付します。

交付通知書（ハガキ）が届いた方は、役場本庁の住民課住民係まで受取に来てください。築城支所では交付してないのでご留意をお願いいたします。

\*受取の際、本人確認資料などが必要です。交付通知書（ハガキ）の記載内容を十分に確認のうえ、ご来庁をお願いします。

(おもて)

(うら)

個人番号カードのイメージ



お問い合わせ先

★個人番号制（マイナンバー制）コールセンター★

[日本語窓口] 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

[外国語窓口] 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>

○対応時間 平日：9：30～17：30まで

★個人番号カードコールセンター★

0570-783-578 <全国共通ナビダイヤル>

○対応時間 平日：8：30～20：00まで

土日：9：30～17：30まで（年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料が発生します。



マイナンバー

税務署からのお知らせです 税務署

社会保障・税番号制度

あなたにも、マイナンバー。はじまります。

税の分野でも社会保障・税番号制度が導入され、平成28年1月以降順次、税務関係書類に個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載することになります。

	記載対象
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

個人番号・法人番号の通知は、平成27年10月から、開始されます。



詳しい情報は、国税庁ホームページ内「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」アクセス

事業者の方へ

平成27年分 給与所得の年末調整説明会

1. 開催日時・会場

開催日	時間	対象者	会場
11月13日(金)	10：00～12：00	豊前市の方	豊前市総合福祉センター2階 (豊前市役所バス停徒歩3分)
	14：00～16：00	築上郡の方	
11月16日(月)	10：00～12：00	行橋市の方	行橋市民会館 (JR行橋駅徒歩15分)
	14：00～16：00	京都郡の方	

- (注) 1. 対象者は法人・個人を問いません。  
2. 指定日時に都合がつかない場合は、他の開催日時に出席いただいて差し支えありません。  
3. 会場の都合により、駐車場は確保しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

2. ご持参いただくもの

事前に送付しております「年末調整関係書類」のうち次の書類。

- (1) 平成27年分 年末調整のしかた  
(2) 平成27年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引

問い合わせ 行橋税務署 法人課税部門 (23) 0559

平成27年1月から相続税基礎控除額等が変わりました。

〔基礎控除額の計算〕

【改正前】5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

【改正後】3,000万円+600万円×法定相続人の数

※上記のほか、①相続税の最高税率の引き上げ、②未成年者控除及び障害者控除額の引き上げ、③小規模宅地等の特例の適用対象となる宅地等の限度面積の拡大などの改正が行われています。

相続税・贈与税特集

相続税・贈与税・事業承継税制度関連情報

検索